

院内感染防止対策指針

1・院内感染に関する基本的な考え方

院内感染防止としてスタンダードプリコーションを基本とし、加えて空気、飛沫、接触の感染経路別対策を実施する。感染発生の際には、その原因の速やかな特定・制圧・収束をはかる。そして再防止に向けての新たな対策を検討する。

2・委員会その他の医療機関内の組織

病院長を含む各専門職代表を構成員として組織する感染対策委員会を設け、毎月定期的に会議を開催して院内感染対策を行う。院内感染対策全般に関する事項の具体的な提案・実行・評価などを感染防止対策委員会のもと、ICT委員会が実施、報告する。

委員会は、次の内容の協議推進を行う

- ・院内感染防止対策指針及び感染マニュアルの見直し
- ・院内感染防止に関する資料の収集と職員への周知
- ・職員研修の企画
- ・異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る

3・従業員研修の基本方針

- ・院内感染防止策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- ・職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また必要に応じて随時開催する。
- ・研修の参加の結果実績を記録・保存する。

4・感染症発生状況報告に関する基本方針

感染症を防止するため、MRSA感染率データシート、細菌・ウイルス発生報告、抗生剤使用状況報告を月1回の感染防止委員会で検討し、スタッフへの情報供給を図り、感染防止に活用する。

5・院内感染発生時の基本方針

感染の発生状況について、感染対策委員会のもとICTメンバーで発生患者の検索、記録、分析及び、フィールドバックなどを実施する。重大な問題が発生した場合は、臨時で感染対策委員会を開催する。

6・当該指針の内覧に関する基本方針

本方針は、各部署配置の感染マニュアルにて全職員が観覧できる。

7・その他院内感染対策推進に必要な基本方針

- ・院内感染防止のため、病院職員は本方針及び各職場共通の「感染マニュアル」を遵守する。
- ・病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年2回受診し、常に健康管理に留意する。
- ・本指針及びマニュアルは必要に応じて見直し、改定結果は職員に周知徹底する